

# 婦人保護事業に関する法体系等について

(売春防止法、DV防止法、人身取引対策行動計画、ストーカー規制法)

# 1. 売春防止法（昭和31年法律第118号）

○法の目的： この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによって、売春の防止を図ることを目的とする。（第1条関係）

○第1章 総則 目的、定義、売春の禁止

第2章 刑事処分 売春目的での勧誘、売春の斡旋、困惑等による売春、売春目的での前貸、売春契約、売春場所の提供、売春業等に関する罰則規定

第3章 補導処分 補導処分、婦人補導院への収容、保護観察、仮退院等

第4章 保護更生 要保護女子（性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子）の保護更生のため、婦人相談所の設置、婦人相談員の委嘱、婦人保護施設の設置、国や都道府県の補助

## 第4章 保護更生

第34条（婦人相談所）

都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2 地方自治法第252条の191第1項の指定都市は、婦人相談所を設置することができる。

3 婦人相談所長は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。

二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。

三 要保護女子の一時保護を行うこと。

4 婦人相談所に、所長その他所用の職員を置く。

5 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

6 前各号に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

第35条（婦人相談員）

都道府県知事（婦人相談所を設置する指定都市の長を含む。第38条第1項第2号において同じ。）は、社会的信望があり、かつ、第3項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、婦人相談員を委嘱するものとする。

2 市長（婦人相談所を設置する指定都市の長を除く。）は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、婦人相談員を委嘱することができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うものとする。

第36条（婦人保護施設）

都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設（以下「婦人保護施設」という。）を設置することができる。

第36条の2（婦人相談所長による報告等）

婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならない。

## 2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

○法の制定：我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

○ 第1章 総則 定義、国及び地方公共団体の責務 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

### 第2章 配偶者暴力相談支援センター等 配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員による相談等、婦人保護施設における保護

第3章 被害者の保護 暴力の発見者による通報等、保護についての説明、警察官による被害の防止、警察本部長等の援助、福祉事務所による自立支援、関係機関の連携協力、苦情処理

第4章 保護命令 保護命令、管轄裁判所、保護命令申立書、迅速な裁判、保護命令事件の審理方法、保護命令の申立てについての決定等、即時抗告、保護命令の取消、再度の申立て、事件記録の閲覧等、宣誓認証、民事訴訟法の準用、最高裁判所規則

第5章 雑則 第5章の2 補助

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

### 第3条（配偶者暴力相談支援センター）

都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### 第4条（婦人相談員による相談等）

婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### 第5条（婦人保護施設における保護）

都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

# 3. 人身取引対策行動計画2014の概要（平成26年12月 犯罪対策閣僚会議）

## 人身取引を巡る情勢

- 我が国の人身取引対策への取組状況に対する国際社会の関心
- 外国人材の活用、外国人の往来の増加、女性の活躍促進等を進める中、「世界一安全な国、日本」創造に向けた人身取引対策強化の重要性

## 人身取引対策行動計画2014の構成

### ①人身取引の実態把握の徹底

### ②人身取引の防止

- 入国管理局・在留管理の徹底を通じた人身取引の防止
- 労働搾取を目的とした人身取引の防止
  - ・ 外国人技能実習制度の抜本的見直しによる制度の適正化
  - ・ 外国人技能実習生に対する法的保護等の周知徹底
  - ・ 労働基準関係法令の厳正な執行

### ③人身取引被害者の認知の推進

- 各種窓口の連携による適切な対応
- 潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知
- 外国語による窓口対応の強化
- 在外公館等による潜在的人身取引被害者に対する注意喚起

### ④人身取引の撲滅

- 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化
- 人身取引取締りマニュアルの活用による取締りの徹底
- 国境を越えた犯罪の取締り

### ⑤人身取引被害者の保護・支援

- 保護機能の強化
  - ・ 男性も含む人身取引被害者に対する一時保護機能の提供
  - ・ 外国人技能実習生の保護強化
- 被害者への支援
  - ・ 捜査過程における被害者への情報提供
  - ・ 被害者に対する法的援助の実施とその周知
  - ・ 外国人被害者の自主的帰国支援

### ⑥人身取引対策推進のための基盤整備

- 人身取引議定書の締結
- 国民等の理解と協力の確保
- 閣僚級会議の設置
- 人身取引に関する年次報告の作成

※赤字は、新規に講ずる施策（現行計画にも盛り込まれているが、内容の見直しを行ったものを含む。）

## 人身取引対策行動計画2014(抜粋)

### 5. 人身取引被害者の保護・支援

人身取引の被害者は、精神的・肉体的に大きな被害を受けていると考えられ、まずは被害者の安全を確保した上で、その心情、立場を踏まえた支援措置を講じていくことが重要である。また、すべての被害者が保護・支援措置の対象となるよう、犯罪被害者や女性、児童、外国人に関する既存の支援制度等も活用しつつ、効果的な措置を講じていく。

#### (1) 「被害者の保護に関する措置」に基づく取組の推進

平成23年7月に人身取引対策に関する関係省庁連絡会議で申し合わせた「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）について」（別添3参照）に基づき、関係行政機関は相互に連携しつつ被害者の保護に関する措置を適切に講じていく。

さらに、人身取引被害者に対して実施可能な支援・保護措置についての周知に努める。

#### (2) 保護機能の強化

法務省の人権擁護機関が実施する調査救済において、緊急避難措置として男性も含めた人身取引被害者に対し一時保護機能を提供できるよう努めていく。また、外国人技能実習制度の見直しの中で、人権侵害の被害を受けた技能実習生の保護機能の強化も検討する。さらに、中長期的な被害者保護施策についても、実態を踏まえつつ、その在り方について検討していく。

#### (3) 被害者への支援

##### ① 婦人相談所等における一時保護・援助等の一層の充実

婦人相談所における人身取引被害女性への保護、援助について、外国人被害者である場合にはその宗教的生活や食生活を尊重した支援を実施するなど、その充実を図る。

## 人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)(抜粋)

### 3 各種窓口における対応

- (1) 警察、入国管理局、法務局、**婦人相談所**、児童相談所、労働基準監督署、外務本省等の関係機関の各種窓口においては、例えば、相談者等が外国人である場合には母国語により対応し、女性である場合には女性職員が対応し、相談者等のプライバシー等に十分配慮するなど、相談者等が相談しやすい環境をつくり、人身取引被害者の認知・把握に努める。

【別添】各行政機関における人身取引事案への対応

#### 《**婦人相談所・児童相談所**》

##### ・ **各種窓口における対応**

婦人相談所又は児童相談所において、人身取引被害者やその関係者から相談や保護要請があった場合に積極的かつ適切に対応する。

##### ・ **被害者の保護**

関係行政機関から人身取引被害者の保護要請を受け、又は、自ら人身取引被害者を認知した際に、被害者が悪質な雇用主、ブローカー等から危害を加えられるおそれが強いこと等を踏まえ、被害者本人に対して各関係機関の役割について説明し、連絡の必要性について了承を得た上で、必要に応じて警察や入国管理局への通報を行うほか、関係行政機関と相互に連携して適切な保護措置を講ずる。

##### ・ **婦人相談所等における保護、援助等の実施**

婦人相談所において、関係行政機関、在京大使館、IOM及びNGOとの連携確保に努め、被害女性に対する衣食住の提供、夜間警備体制の整備のほか、被害者の状況に応じ保護中の支援の充実を図る。なお、被害者が児童である場合には、必要に応じて、児童相談所と連携して適切な保護措置を講ずる。また、より適切な保護が見込まれる場合には、民間シェルター等への一時保護委託を実施する。

## 4. ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）

○法の目的： この法律は、ストーカー行為を罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。

○第1条～第5条 目的、定義、つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止、警告、禁止命令等

○第6条～第10条 ストーカー行為等に係る情報提供の禁止、警察本部長等の援助等、職務関係者による配慮等、国・地方公共団体・関係事業者等の支援、調査研究の推進

○第11条～第15条 ストーカー公印等の防止等に資するためのその他の措置、支援等をはかるための措置、報告徴収等、禁止命令等を行う公安委員会等  
方面公安委員会への権限の委任

○第16条～第21条 方面部長への権限の委任、公安委員会の事務の委任、罰則、運用上の注意

### 【第8条、第9条関係】

（職務関係者による配慮等）

第8条 ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、ストーカー行為等の相手方の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

3 国、地方公共団体等は、前二項に規定するもののほか、その保有する個人情報の管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国、地方公共団体、関係事業者等の支援）

第9条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならない。

2 ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。

3 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

## 5. 婦人保護事業に係る法制度等の主な沿革

昭和21年11月	婦人保護要綱の制定（厚生省社会局通達により婦人保護施設制度化）
昭和31年 5月	売春防止法（昭和31年法律第118号）の創設
昭和32年 4月	売春防止法施行（第2章の刑事処分を除く）
昭和33年 4月	売春防止法全面施行（補導処分を第3章として追加）
昭和38年 3月	婦人保護事業の実施要領の創設（厚生事務次官通達）
平成11年 4月	夫等からの暴力により保護を必要とする女性への対応について（社会・援護局、児童家庭局連盟通知）
平成12年 5月	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の制定
平成13年 4月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）（平成13年法律第31号）の制定
平成14年 3月	婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成14年厚労令49号）の創設
平成14年 3月	配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託についての創設（雇用均等・児童家庭局通知）
平成14年 4月	DV防止法全面施行
平成16年 6月	DV防止法改正（16/12/2改正DV法施行）
平成16年12月	人身取引対策行動計画の策定
平成19年 7月	DV防止法第2次改正（20/1/11第2次改正DV防止法施行）
平成20年 1月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 （平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）
平成21年12月	人身取引対策行動計画2009の決定（犯罪対策閣僚会議）
平成25年 3月	「婦人保護事業等の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理」集約
平成25年 6月	DV防止法第3次改正（26/1/3施行）
	ストーカー行為等の規制等に関する法律改正（25/10/3全面施行）
12月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針 ※H20.1の告示は廃止 （平成25年内閣府、国会公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）
平成26年 3月	「婦人相談所ガイドライン」策定（一部改訂 28/6/14、29/4/28、30/3/30）
平成26年12月	人身取引対策行動計画2014の策定
平成27年 3月	ストーカー総合対策取りまとめ
平成27年 3月	「婦人相談員相談・支援指針」策定（一部改訂 30/3/30）
平成28年 6月	売春防止法の一部改正 （婦人相談員の非常勤規定の削除29/4/1施行）、（婦人相談所長による報告義務28/10/1施行）
平成28年12月	ストーカー行為等の規制等に関する法律改正（29/6/14全面施行）
平成29年 3月	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策を策定 （いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定）
5月	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策を策定（関係府省対策会議決定）
6月	刑法（明治40年法律第45号）の一部改正（29/7/13施行）